

町・県民税の制度改革のお知らせ

平成 18 年度から、町・県民税の制度が改正されますので、主なものを紹介します。

なお、この改正により、今まで町・県民税が非課税だった人でも課税になることがあります。

【年齢65歳以上(昭和16年1月1日以前生まれ)の人を対象とした改正点】

①所得控除

年齢 65 歳以上で合計所得金額が 1,000 万円以下の人に適用されていた老年者の所得控除（老年者控除）が廃止されます。



②公的年金等控除額

公的年金の収入金額を雑所得に換算する計算が右のようになります。

公的年金などの収入金額	公的年金などの雑所得
120 万円未満	0 円
120 万円以上 330 万円未満	収入金額 - 1,200,000 円
330 万円以上 410 万円未満	収入金額 × 75% - 375,000 円
410 万円以上 770 万円未満	収入金額 × 85% - 785,000 円
770 万円以上	収入金額 × 95% - 1,555,000 円

③非課税措置

年齢 65 歳以上で合計所得金額が 125 万円以下の人に対する、町・県民税の均等割と所得割の非課税措置が廃止されます。

なお、平成 17 年 1 月 1 日現在 65 歳以上（昭和 15 年 1 月 1 日生まれ）の人で前年の合計所得金額が 125 万円以下の場合には右のとおり経過措置があります。

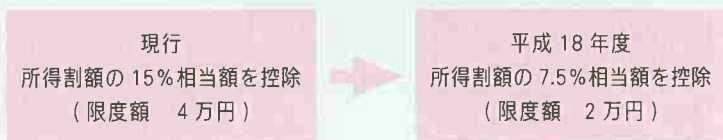
年 度		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度以降
均等割	町民税	1,000 円	2,000 円	3,000 円
	県民税	600 円	900 円	1,300 円
所得割		1 / 3 課税	2 / 3 課税	全額課税

※県民税均等割額には、森林環境保全税 300 円が含まれます。

【そのほかの改正点】

①定率減税

定率による税額控除の額が次のように変わります。



②均等割

町・県民税の均等割の納付義務がある夫と生計同一の妻（所得金額が一定額を超える人）に対する均等割の非課税措置が廃止されます。

年 度		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度以降
均等割	町民税	非課税	1,500 円	3,000 円
	県民税	非課税	800 円	1,300 円


※県民税均等割額には、森林環境保全税 300 円が含まれます。

今月の税

固定資産税（4 期分）

納期限は

2 月 28 日（火）です



大山町広報 2 月号 No.11

- ◆発行：大山町役場
- ◆編集：企画情報課

鳥取県西伯郡大山町御来屋 3 2 8 番地
TEL 0 8 5 9 - 5 4 - 3 1 1 1
FAX 0 8 5 9 - 5 4 - 2 7 0 2
大山町ホームページ
<http://www.daisen.jp/>

◆印刷：有限会社米子プリント社

新町になって初めての成人式が行われました。成人式は、1948年に「おとなになったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝い励ます日」として制定されました。当初は1月15日が成人の日でしたが、2000年から1月の第2月曜日になっています。数年前に出席した頃に比べると振袖が多く、華やかな雰囲気でした。当時は思いませんでした。あの頃はまだまだ「大人の自覚」を持ってなかったなと思う今日この頃です。

編集後記